

○富士見市商店街等環境整備事業補助金交付要綱

平成28年8月19日

告示第148号

富士見市商店街環境施設整備事業等補助金交付要綱（平成5年告示第127号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、商店街等の環境整備を促進し、もって商店街等の振興を図るため、商店街等のイメージアップを図るための事業を実施する商店街等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和55年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において「商店街等」とは、次に掲げるものをいう。

- （1） 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された商店街振興組合
- （2） 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づき設立された事業協同組合で、商店街（共同事業活動を行うためにおおむね10店舗以上の事業所が近接してその事業を営む区域をいう。次号において同じ。）を形成するもの
- （3） 商店街を形成する任意の団体（規約等の定めがあるものに限る。）で市長が認めるもの
- （4） 商工会法（昭和35年法律第89号）の規定に基づき設立された商工会（補助対象事業等）

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び補助の対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）は、別表のとおりとする。

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、補助対象施設の整備に要する経費とする。ただし、当該施設

の設置に係る土地の取得又は権利取得に要する経費については、補助対象経費に含めないものとする。

2 前項の場合において、商店街等が国又は県から補助対象事業に係る補助金の交付を受ける場合にあつては、当該補助金を控除した後の額を補助対象経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金等交付申請書の様式等)

第6条 規則第4条第1項の補助金等交付申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項第1号の事業計画書の様式は、様式第2号のとおりとする。

3 規則第4条第1項第2号の収支予算書の様式は、様式第3号のとおりとする。

4 規則第4条第1項第3号の市長が別に定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 商店街等概要書(様式第4号)

(2) 定款、規約又は会則

(3) 見積書及び契約書の写し

(4) 工事仕様書及び位置図、見取図、設計概要図等の図面類の写し

(5) 許認可証の写し(法令に基づく許認可が必要な場合に限る。)

(6) 施設設置前の写真

(事業内容の変更等の様式等)

第7条 規則第6条第1項第1号の規定による変更に係る申請の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 規則第6条第1項第3号の規定による中止又は廃止に係る申請の様式は、様式第6号のとおりとする。

3 市長は、前2項の規定による申請書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査の上、承認の可否を決定し、第1項の規定による場合において決定したときは様式第7号により、前項の規定による場合において決定したときは様式第8号により当該申請者に通知するものとする

(補助金等交付決定・却下通知書の様式)

第8条 規則第7条の補助金等交付決定・却下通知書の様式は、様式第9号のとおりとする。

(状況報告)

第9条 規則第7条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象事業者」という。）は、規則第11条の規定により市長の要求があったときは、当該要求に係る事項を、市長が指定する日までに書面で報告しなければならない。

(補助事業等実績報告書の様式等)

第10条 規則第13条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、様式第10号のとおりとする。

2 前項の補助事業等実績報告書は、補助対象事業が完了した後（当該事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては当該承認を受けた後）30日以内に市長に提出しなければならない。

3 規則第13条第1項第1号の事業報告書の様式は、様式第11号のとおりとする。

4 規則第13条第1項第2号の収支決算書の様式は、様式第12号のとおりとする。

5 規則第13条第1項第3号の市長が別に定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 領収書の写しその他支払を証する書類

(2) 施設設置後の写真

(補助金等確定通知書の様式)

第11条 規則第14条の補助金等確定通知書の様式は、様式第13号のとおりとする。

(補助金等交付請求書の様式)

第12条 規則第16条第2項の補助金等交付請求書の様式は、様式第14号のとおりとする。

(返還命令の様式)

第13条 規則第18条の規定による返還命令の様式は、様式第15号のとおりとする。

(財産処分の制限)

第14条 規則第19条ただし書の市長が定める期間は、5年間とする。

(書類の整備等)

第15条 補助対象事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助対象事業が完了した日（当該事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては当該承認を受けた日、補助対象事業者が解散した場合にあつては解散した日）の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この告示は、平成28年9月1日から施行する。

別表（第3条、第5条関係）

補助対象事業	補助対象施設	補助金の額
商店街環境施設整備事業（当該事業費が10万円以上の施設の修繕及び撤去を含む。）	(1) 街路灯（LEDランプ、セラミックメタルハライドランプ、無電極放電ランプ及びその他市長が必要と認めたランプを使用した街路灯に限る。）	1 商店街等につき補助対象経費に5分の4を乗じて得た額又は1,500万円のいずれか低い方の額を限度とする。
	(2) 街路灯（(1)以外）	1 商店街等につき補助対象経費に3分の1を乗じて得た額又は1,000万円のいずれか低い方の額を限度とする。
	(3) アーチ、モニュメント、案内板	
	(4) カラー舗装	
	(5) 小公園、水飲み場	
	(6) 街路樹、花壇、噴水	
	(7) ベンチ、ごみ入れ等ストリートファニチャー	
	(8) 放送設備	
	(9) その他市長が必要と認める施設	

商店街基盤整備事業	(1) 駐車場、駐輪場	1 商店街等につき補助対象経費に 3分の1を乗じて得た額又は1,5 00万円のいずれか低い方の額を 限度とする。
	(2) ショッピングモール	
	(3) 商店街会館	
	(4) その他市長が必要と 認める施設	

備考 商店街環境施設整備事業の補助対象施設のうち(1)及び(2)に該当する施設については、既に設置しているものを対象とし、撤去に伴い新設する街路灯の設置数については、撤去した数を限度とする。この場合において、当該新設する街路灯の設置間隔は、原則として10メートル以上とする。